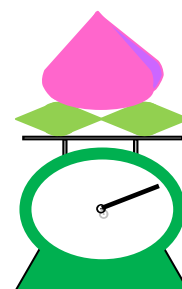


\*\*\*\*\*

## 計量だより山梨

\*\*\*\*\*



平成 28 年 12 月 22 日 第 3 号 発行：季刊

(一社) 山梨県計量協会

〒406-0035 笛吹市石和町広瀬 785 東八代合同庁舎 山梨県計量検定所内

TEL. 055-225-5046 FAX. 055-261-9132

E-mail: yamanashik@bz04.plala.or.jp

### 計量記念日事業街頭 PR 活動

●11月1日(火)は計量記念日です。当日は、山梨県産業政策課、甲府市、山梨県計量検定所とともに、小雨模様の中、甲府駅南口においてPR活動を行いました。パンフレットなどの配布により計量制度の普及啓発を図るものです。



### 第 31 回県民の日記念行事

●11月12日(土)～13日(日)、小瀬会場において山梨県計量検定所と協同で出展しました。両日ともに好天に恵まれ、多くの家族連れの来場者でにぎわい、とくに100±2グラム内で計ることができれば、お菓子が全部もらえます重さ当てクイズは盛況でした。



## 測定基礎研修会のご案内

- 測定役割や測定機器の基礎知識を学ぶとともに、実際にノギスやマイクロメーターを使用して、取り扱い方法の注意点や誤差が発生する要因などを実践的に習得できる研修会です。
- 詳細は、別途関係者にご案内いたします、
- 日時：平成 29 年 2 月 28 日（火）、午後 1 時～4 時。  
場所：山梨県立中小企業人材開発センター、3F 第 7 研修室。
- 募集人員：40 名。
- 受講料：会員企業の方は無料。会員企業外の方は、1,000 円。
- テキスト代：1,620 円（本体 1,500 円＋税金 120 円）。

## 未受験者検査

- 未受験者検査：都合により定期検査を受けられなかった場合は、東八代合同庁舎・山梨県計量検定所に於いて検査を受けることができます。対象の方には別途通知ハガキを出しています。
- 日程は次のとおりです。時間はいずれも午前 9 時～午後 4 時、検査会場は笛吹市石和町広瀬 785 東八代合同庁舎・山梨県計量検定所です。  
平成 29 年 1 月 30 日（月）、31 日（火）。  
平成 29 年 2 月 13 日（月）、14 日（火）、15 日（水）。  
平成 29 年 3 月 6 日（月）、7 日（火）。

## 閑話休題「弥生時代の権（けん）」

●壱岐（長崎県）において弥生時代の遺跡から、権（けん）が出土しています。国の重要文化財にもなっている、日本最古の権です。権はさおばかりの錘（おもり）として用いられました。当時は、まだ貨幣はありませんので、権の重さと皿に載せた物の重さが同じとなると、物と物との交換が行われていたと考えられています。しかし、現代的思考をしますと、同じ重さであれば何でも等価とは思えませんので、例えば同じ重さの物を 1 個と 3 個とを交換するようなことをしていたであろうと思われる。権（けん）は涙滴状の形をしています。さおばかりは、いまでも使われているような形が推測されています。

## 編集後記

「計量だより」は、北海道と岡山県において同名の冊子がありますので、「計量だより山梨」と名を改めました（S. J. M. I）。